

「薬物処遇の在り方に関する検討会」設置要綱

1 目的

保護観察所における薬物事犯者への処遇については、平成28年から刑の一部の執行猶予制度が開始され、薬物再乱用防止プログラムを受講する保護観察対象者が大幅に増加する中で、着実に覚醒剤事犯者の2年以内再入率を減少させるなど、効果的に実施されてきている。一方で、大麻事犯者が増加傾向にあり、保護観察所としてもその対応が喫緊の課題となっているところ、薬物再乱用防止プログラムは、主に覚醒剤事犯者を対象とする内容となっている。

また、法制審議会による諮問第103号に対する答申を受け、特別遵守事項の類型として、更生保護事業を営む者その他の適当な者が行う特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助を受けることを加えること等の内容が盛り込まれた刑法等の一部を改正する法律が成立し、令和5年度中に当該規定の施行が見込まれていることから、その適切な運用の在り方等について整理することが必要となっている。

そこで、大麻事犯者に対する効果的な薬物再乱用防止プログラムの実施の在り方について及び薬物に関する専門的な援助の運用の在り方について、外部の専門家を招へいし、意見を聴取することを目的として本検討会を設置する。

2 主催

法務省保護局

3 場所

法務省内会議室又はリモート

4 日程

令和4年7月から令和4年12月にかけて4回（各回所要2時間程度）

5 出席者

(1) 構成員（敬称略、五十音順）

上原憲太郎（更生保護法人日新協会施設長）

岡崎 重人（特定非営利活動法人川崎ダルク支援会理事長）

佐伯真由美（広島県立総合精神保健福祉センター所長）

松本 俊彦（国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部長）

(2) その他

議題に応じて、関係機関等の実情又は意見等を聴取するため、構成員以外の関係者を招へいする。